

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	呉市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和6年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務
②事務の概要	呉市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 個人住民税に係る納税義務者の抽出 2. 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課 3. 納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務
③システムの名称	1. 税務総合情報システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 国税連携システム 4. eLTAXシステム 5. 課税原票管理システム 6. コンビニ証明書発行サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 賦課情報ファイル（個人住民税） 2. 確定申告書印刷ファイル 3. 収支内訳書印刷ファイル 4. 住宅借入金等計算明細印刷ファイル 5. 宛名管理ファイル 6. 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項等 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 財務部 市民税課 個人市民税グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話0823-25-3195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 財務部 市民税課 個人市民税グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話0823-25-3195

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 丸子 俊久	市民税課長 藺田 大	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	呉市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下変更がないため記載を省略)	呉市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下変更がないため記載を省略)	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務統合情報システム、団体内統合利用番号連携サーバー、国税連携システム、eLTAXシステム、課税原票管理システム(TOMAS)	1. 税務総合情報システム、2. 団体内統合利用番号連携サーバー、3. 国税連携システム、4. eLTAXシステム、5. 課税原票管理システム	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 藺田 大		事後	様式変更による。
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		市民税課長	事後	様式変更による。
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	IV リスク対策		新規項目追加	事後	様式変更による。
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二	事前	番号利用法の改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	呉市は個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	呉市は個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 税務総合情報システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 国税連携システム 4. eLTAXシステム 5. 課税原票管理システム	1. 税務総合情報システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 国税連携システム 4. eLTAXシステム 5. 課税原票管理システム 6. コンビニ証明書発行サーバー	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・番号法第9条, 別表第24の項	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号, 別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項等 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号, 別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項	事後	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明